(2)　承認に係る特例について、次の措置を講ずる。

イ　対象法人の範囲に、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人であって、その贈与等に係る財産を特定管理方法により管理する等の要件を満たしたもの（以下「国立大学法人等」という。）を加える。

ロ　贈与等を受けた財産が一定の株式等でないことの要件を撤廃する。

ハ　国立大学法人等（法人税法別表第一に掲げる法人に限る。）以外の公益法人等に対する贈与等であって、当該贈与等に係る財産が株式等である場合のその期間の経過により国税庁長官の承認があったものとみなすまでの期間を三月（改正前：一月）に延長する。

(3)　住宅借入金等に係る債権者は、住宅借入金等の金額その他の事項を証する書類の交付に代えて、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けようとする個人の承諾を得て、当該書類に記載すべき事項を電磁的方法により交付することができることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の三及び第二六条の四関係）

2　法人課税

(1)　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、平均売上金額の計算の基礎となる各事業年度の売上金額は、資産の販売等に係る収益の額（営業外の収益の額とされるべきものを除く。）として所得の金額の計算上益金の額に算入される金額とすることを明確化することとした。（租税特別措置法施行令第五条の三、第二七条の四及び第三九条の三九関係）

(2)　高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる高度省エネルギー増進設備等の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の四、第二七条の五及び第三九条の四〇関係）

(3)　地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、移転型特定新規雇用者数及び移転型新規雇用者総数の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六、第二七条の一二及び第三九条の四五の二関係）

(4)　給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の特別税額控除制度について、継続雇用者給与等支給額、継続雇用者比較給与等支給額、国内資産及び教育訓練費の細目、組織再編成があった場合における比較教育訓練費の額及び中小企業比較教育訓練費の額の計算方法等を定めるとともに、継続雇用者給与等支給額に係る要件につき、継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、その要件を満たさないものとし、教育訓練費の額に係る要件につき、比較教育訓練費の額又は中小企業比較教育訓練費の額が零であり、かつ、教育訓練費の額が零である場合には、その要件を満たさないものとすることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六の四、第二七条の一二の五及び第三九条の四七関係）

(5)　革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる革新的情報産業活用設備の範囲等を定めるとともに、特別税額控除における継続雇用者給与等支給額に係る要件につき、継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、その要件を満たさないものとすることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六の五、第二七条の一二の六及び第三九条の四七の二関係）

(6)　法人税額等から控除される特別控除額の特例について、一定の税額控除に係る規定の適用ができないこととされる要件に該当する場合から除かれるその事業年度等の所得の金額が前事業年度等の所得の金額以下の一定の事業年度等である場合、その所得の金額の算定の方法等について定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の七、第二七条の一三及び第三九条の四八関係）

(7)　再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度について、対象となる再生可能エネルギー発電設備等及び対象から除かれる事業者の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の八、第二八条及び第三九条の四九関係）

(8)　情報流通円滑化設備の特別償却制度について、対象となる特定電気通信設備の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二八条の八及び第三九条の五五関係）

(9)　企業主導型保育施設用資産の割増償却制度について、対象となる遊戯用の構築物、遊戯具その他の減価償却資産の範囲、本制度の適用を受ける場合における確定申告書等への一定の書類の添付義務等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第六条の七、第二九条の四及び第二九条の六三関係）

(10)　海外投資等損失準備金制度について、準備金に係る特定法人を被合併法人等とする適格合併等が行われた場合において、その適格合併等に係る合併法人等が特定法人であるときを要件として、その被合併法人等である特定法人に係る準備金の金額をその適格合併等の後はその合併法人等に係る準備金の金額とみなす措置につき、その被合併法人等の株主等がその合併法人等との間に一定の関係がある法人等の株式等の交付を受ける場合にあっては、その要件をその法人等が特定法人である場合とすることとした。（租税特別措置法施行令第三二条の二及び第三九条の七二関係）

(11)　土地の譲渡等がある場合の特別税率等について、土地の譲渡等による収益の額として計算した金額は、土地等の譲渡の時における価額又は株式等の譲渡の時における有償によるその株式等の譲渡により通常得べき対価の額とすることを明確化することとした。（租税特別措置法施行令第三八条の四、第三八条の五、第三九条の九七及び第三九条の九八関係）

(12)　適格分割等により代替資産等を移転する場合における次の制度の適用につき納税地の所轄税務署長に提出することとされている第三者作成書類について、提出することに代えて保存していなければならないこととした。（租税特別措置法施行令第三九条の二、第三九条の九及び第三九条の一〇〇関係）

(13)　収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例

(14)　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例について、特別事業再編により交付を受けた認定特別事業再編事業者の株式の取得価額の算定の方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一二の三、第三九条の一〇の三及び第三九条の一一〇関係）

(15)　特定の医療法人の法人税率の特例について、国税庁長官の承認に係る要件に、その経理に関し次の基準に適合していることを追加することとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二五関係）

(1)　一定の方法により帳簿書類を備え付けてその帳簿書類にその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存していること。

(2)　その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

(16)　電子情報処理組織による申告の特例について、本特例の対象となる確定申告書等に添付書類を添付して各事業年度の所得に対する法人税等の申告を行うこととされている法人税等に関する特例に係る規定を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三六及び第三九条の一三一関係）

3　国際課税

(1)　特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例等について、特定目的会社の利益の配当に係る所得税の額から控除する外国法人税の額の計算、特定目的会社分配時調整外国税相当額の計算、特定目的会社の利益の配当の支払を受ける者に対する通知外国法人税相当額その他の事項の通知等の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四条の九～第五条関係）